

消費生活センターだより

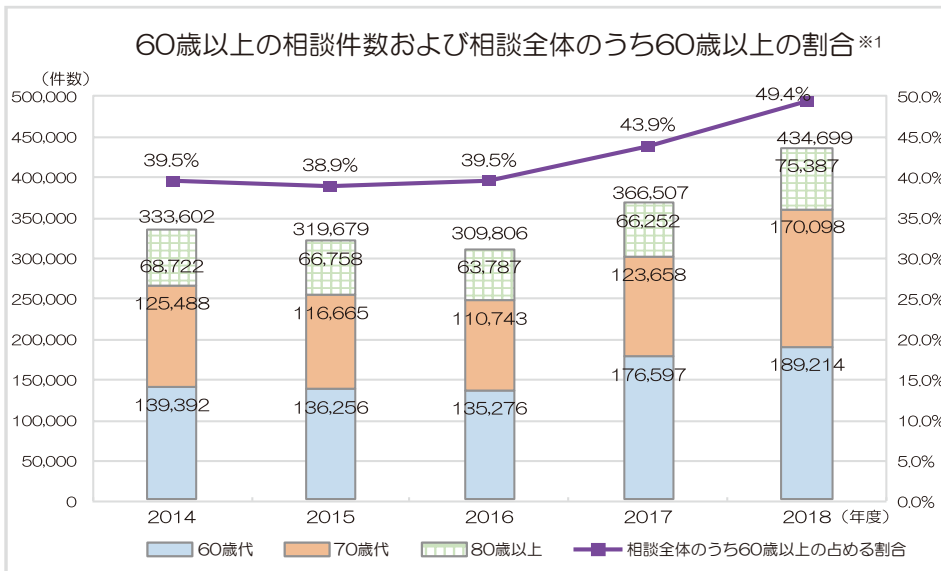
60歳以上の消費者トラブルが40万件を突破！

～増加する高齢者の消費者トラブル。傾向と対策を知って被害を防ぎましょう。～

相談件数の増加

全国の消費生活センターには、60歳以上の方から消費生活相談が多く寄せられています。

国民生活センターのデータによると、契約当事者が60歳以上である相談は増加傾向にあり、2018年度には約43万件と過去10年で最多を更新し、相談全体に占める割合も約49%と増加しています。



相談された契約購入金額の平均 (2018年度)^{※2}

60歳代 約105万円
70歳代 約123万円
80歳以上 約136万円



※1、※2 独立行政法人国民生活センター報道発表資料「60歳以上の消費者トラブルが40万件を突破！」を基に作成。

高齢者の3つの大きな不安 (ここでは65歳以上を高齢者としています。)

高齢者は3つの不安を持っているといわれており、悪質業者は言葉巧みにこれらの不安をあおり、つけこんできます。

お金

年金だけで安心して暮らせるか不安



(例えば)
「必ずもうかる」といったセールストークを魅力的に感じ、信用して金融商品を契約してしまう。

健康

身体の衰えを感じ、いつまで健康に暮らせるか不安



(例えば)
実際には効能・効果がない商品にも関わらず、あるかのような説明を信じて商品を購入してしまう。

孤独

外出が減る、一人暮らしであるなど「話し相手が欲しい」と感じる

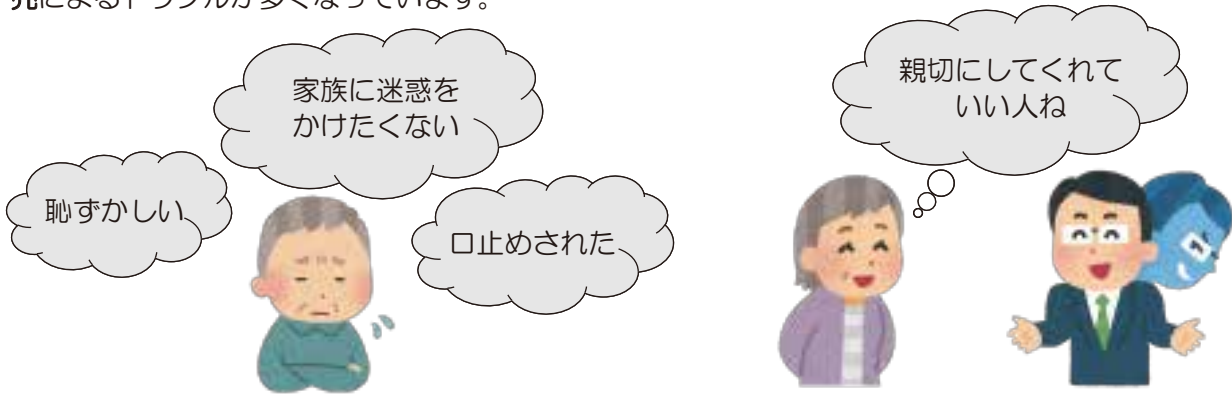


(例えば)
優しい言葉で近寄ってくる業者を信用し、必要のない商品を次々と契約してしまう。

被害の特徴

年代別の相談を見ると、60歳代・70歳代では情報通信・通信販売に関する相談が多く寄せられています。これは、インターネットの利用が浸透している一方で、情報通信関連の契約は複雑で分かりにくいことが多く、理解しにくい面があることが相談の一因となっています。

また、高齢になるほど自宅にいる時間が長くなることから、80歳以上になると訪問販売や電話勧誘販売によるトラブルが多くなっています。



被害に遭った方の中には、誰にも相談しない、だまされていると気付かないケースが少なくありません。

相談事例

還付金詐欺

市役所を名乗るところから「還付金がある」と電話がかかってきた。

お金が戻ってくると思い、言われるままATMで操作したところ、後になってお金を振り込んでいたことがわかった。



新聞の勧誘

家に若い男性がやってきて、「アンケートに答えてください」と言われた。

そのうち、世間話や身の上話をされ、「今日契約を取れば正社員にしてもらえます。」と頼み込まれた。

同情してサインをしたら、新聞の契約だった。



通信販売

通信販売のチラシで、膝の痛みが和らぐという健康食品が初回500円と書いてあったので、安いと思い注文した。

ところが翌月もまた同じ商品が届き、初めて4回の定期購入だと分かった。



被害に遭わないために

- ・消費者トラブルは他人事ではありません。「お金が戻ってくる」「アンケートに答えて欲しい」「無料」「安くなる」「お試し」など、さまざまな口実で勧誘されます。自分は大丈夫と思いきまず、日頃から「うまい話には裏がある」「安易にすぐ契約しない」ことを心掛けましょう。
- ・消費者トラブルを防ぐには、周囲の方による見守りも大切です。ご家族や周囲の方は緊密に連絡をとり、トラブルを防ぎましょう。
- ・トラブルに遭った場合は、できるだけ早く消費生活センターに相談しましょう。
※訪問販売や電話勧誘販売などで契約した場合、契約書を受け取ってから8日以内であれば契約解除（クーリングオフ）ができる場合があります。

～消費生活に関する相談・出前講座と法律相談のお申し込みは鈴鹿亀山消費生活センターへ～

住所：鈴鹿市算所一丁目3番3号 鈴鹿農協平田駅前支店2階

TEL:059-375-7611 FAX:059-370-2900

【平日 午前9時～午後4時まで（祝日・年末年始を除く）】

◎土・日・祝日（年末年始を除く）は「消費者ホットライン」^{いやや!}188番へ

<発行元> 鈴鹿亀山地区広域連合・鈴鹿亀山消費生活センター